

開始(分析対象の病害虫の特定) 実施者:農林水産省(植物防疫所)

以下の場合、次のステージで対象とする病害虫を決定するための調査を実施

- 新たな病害虫の感染又は突発的発生が発見された場合
- 新たな病害虫が科学研究により特定された場合 等

リスクの評価(検疫有害動植物の特定) 実施者:農林水産省(植物防疫所)

病害虫の詳細な情報を収集し、我が国への入り込みの評価、農林業生産等への影響評価(定着・まん延の可能性の評価、経済的重要性の評価)を点数化し、総合的に評価。評価結果を踏まえて検疫有害動植物に該当する場合は、次の「リスク管理措置案の策定」へ進む。

		農林業への影響 (定着・まん延の可能性、経済的重要性)		
		高い	中程度	無視できる
入り込みの 可能性	高い	高い	中程度	無視できる
	中程度	中程度	低い	無視できる
	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる

リスク管理措置(輸入検疫措置)案の策定 実施者:農林水産省(植物防疫所)

リスク評価結果に基づき、有効性や実行可能性という観点から、輸入禁止、栽培地検査、精密検査、目視検査等のとりうるリスク管理措置案を策定

公聴会、パブリックコメント及びSPS通報を経て措置を決定

リスク管理措置(輸入検疫措置)の施行 実施者:農林水産省

定期的な検証 実施者:農林水産省

最新の文献や諸外国における検疫措置の変更等の情報や諸外国の検疫当局から直接入手した情報の収集・分析

- 諸外国において、これまで発生が知られていなかった病害虫が発生
- 病害虫が新たな植物に寄生/感染する旨の報告 等

リスク評価の見直しが必要だと判断される場合

【病害虫リスク分析(PRA)の流れ】